

医療法人歯科医院等の 健康保険被保険者適用除外承認申請

医療法人歯科医院及び常時5人以上の従業員を雇用する医院に勤務する人は厚生年金に加入。

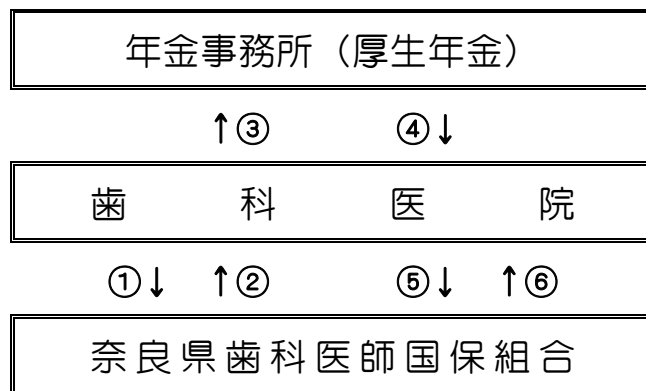
すべての法人事業所と常時5人以上の従業員を雇用する診療所に勤務する人は、全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）と厚生年金に**強制加入**となります。

歯科医師国保に加入している上記の診療所に勤務する人については、協会けんぽの適用除外を受けることができます。

すなわち、歯科医師国保に加入して、年金は厚生年金に加入することになります。

適用除外の手続きをしないままの状態ですと、協会けんぽに強制適用され、当歯科医師国保に残れなくなります。

※健康保険被保険者適用除外承認申請手続き方法※



- ①資格取得届・個人番号届出書・適用除外申請書等
- ②適用除外申請書（国保組合理事長印を押印したもの）
- ③適用除外申請書（国保組合理事長印を押印したもの）
- ④適用除外承認書（厚生年金加入）
- ⑤適用除外承認書のコピー
- ⑥被保険者証の交付

社会保険加入の基本			
5人未満事業所		法人事業所・常時5人以上	
年金保険	医療保険	年金保険	医療保険
国民年金	国民健康保険 (市町村・国保組合)	厚生年金	協会けんぽ ※適用除外申請を 得て国保組合に存続

※詳しいことは、奈歯国保組合事務局までお問い合わせ下さい。
Tel 0742-33-0861

【協会けんぽ適用除外と厚生年金加入の手続について】

☆手続の必要な方☆

「法人の事業所」及び「常時5人以上の従業員を雇用するもの」は健康保険法第13条厚生年金保険法第6条の規定により、健康保険（協会けんぽ）と厚生年金への加入が義務付けられています。しかし、健康保険適用除外申請をすれば引続き歯科医師国保への加入が認められる事になっております。（厚生年金については、強制適用となります。ただし、70才以上等は適用外）

新規適用（加入）手続に必要な書類は、各年金事務所でお求め下さい。

協会けんぽ適用除外申請と厚生年金加入手続に必要な書類

◎年金事務所に提出する書類

- (1) 健康保険被保険者適用除外承認申請書
- (2) 厚生年金保険被保険者資格取得届
- (3) 厚生年金保険被保険者資格取得確認・標準報酬決定通知書
(1)～(3)の用紙に必要事項を記入し奈歯国保組合に加入することができる証明を受け提出することになります。
- (4) 新規適用事業所届
- (5) 新規適用事業所現況書
- (6) □座振替依頼書

◎その他必要な書類

- 法人登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）
- 決算書(写)
- 賃貸契約書（写）…原本持参

◎手続の際に持参（見せる）する書類

- 出勤簿（タイムカード） ○ 労働者名簿 ○ 資産台帳 ○ 給与支払明細書
- 現金出納簿 ○ 就業規則 ○ 源泉所得税の領収書（最近6ヶ月のもの）

※なお、提出書類の記入の仕方等については各年金事務所に見本があります。

※また、必要な書類、持参書類は年金事務所により異なることがあります。

年金事務所	所在地	電話番号	所轄地域
奈良年金事務所	奈良市芝辻町4丁目9-4	0742-35-1370	奈良市、大和郡山市、生駒市、生駒郡、
大和高田年金事務所	大和高田市幸町5-1-1	0745-22-3531	大和高田市、北葛城郡、葛城市、御所市、香芝市、五條市、吉野郡（桜井事務所管内の地域を除く）
桜井年金事務所	桜井市大字谷88-1	0744-42-0033	天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡、高市郡、吉野郡のうち東吉野村